

議事日程 (第 3 号)

平成26年 6 月18日 午前 9 時00分開議

- 日程第 1 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 2 承認第 1 号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めること  
について
- 日程第 3 承認第 2 号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認  
を求めることについて
- 日程第 4 議案第26号 町長の専決処分事項の指定に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第27号 大刀洗町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第36号 大刀洗町公告式条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第28号 大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について
- 日程第 8 議案第29号 大刀洗町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第30号 大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第35号 大刀洗町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正す  
る条例の制定について
- 日程第11 議案第31号 大刀洗町南部コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の  
一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第32号 大刀洗町就業改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について
- 日程第13 議案第33号 町道路線の認定について
- 日程第14 議案第34号 平成 2 6 年度大刀洗町一般会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第15 請願第 1 号 障がい児・者の自己負担軽減に関する請願書
- 日程第16 閉会中の継続調査申出について (総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会運営  
委員会)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第2 承認第1号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第3 承認第2号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第4 議案第26号 町長の専決処分事項の指定に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第27号 大刀洗町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第36号 大刀洗町公告式条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第28号 大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第29号 大刀洗町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第30号 大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第35号 大刀洗町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第31号 大刀洗町南部コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第32号 大刀洗町就業改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第33号 町道路線の認定について
- 日程第14 議案第34号 平成26年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 請願第1号 障がい児・者の自己負担軽減に関する請願書
- 日程第16 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会運営委員会）
-

出席議員（12名）

1 番	平田 信將	2 番	黒木 徳勝
3 番	後藤 晴一	4 番	平山 賢治
5 番	山田 英敏	6 番	林 威範
7 番	安丸眞一郎	8 番	花等 順子
9 番	平田 一成	10 番	森田 勝典
11 番	山内 剛	12 番	長野 正明

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 福永 康雄

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	安丸 国勝	副町長	……………	佐藤 嘉洋
教育長	……………	倉鍵 君明	総務課長	……………	山本 浩
税務課長	……………	渡邊 康弘	国保医療係長	……………	塩足 知久
地域振興課長	……………	平田 栄一	地域振興課企画監	……………	久次 桂二
産業課長	……………	矢野 孝一	建設課長	……………	重松 俊一
子ども課長	……………	大浦 克司	会計課長	……………	須山りつ子
生涯学習課長	……………	森田 正道	住民課長	……………	川原 久明
総務課企画監	……………	高良 朝子	総務係長	……………	田中 豊和
財政係長	……………	早川 正一	監査委員	……………	棚町 和幸

---

開議 午前9時00分

○議長（長野 正明） ただいまから平成26年第18回大刀洗町議会定例会を再開いたします。  
これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

---

日程第1. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（長野 正明） 日程第1、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

この推薦について、御意見ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） お諮りします。本件については特に不適任という意見もないようでございますので、議会の意見は適任ということで御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長野 正明） 異議なしと認めます。本件については議会の意見は適任と決定しました。

---

日程第2. 承認第1号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

○議長（長野 正明） 日程第2、承認第1号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 4番、平山です。初日に続いて、ちょっと引き続き質問をしたいんですが、まず専決処分については、初日にあり方について質問したところでございます。それで、近隣の自治体の実情も調査してくれということはお願ひしたんですが、もう少し、ちょっと内容といえますか、専決処分のあり方について質問をしたいんですが。

そもそも、今回のこの税条例に係る専決処分が、例えば地方自治法179条のどの項目に該当したので専決処分をされたのか、その辺の、まず解釈をお伺ひしたいんですけど。

○議長（長野 正明） どなたが。渡邊税務課長。

○税務課長（渡邊 康弘） ただいまの御質問ですけど、理由書のほうに書いておりますように、地方自治法の179条第1項の規定で、時間的暇がなかったためということで専決処分をさせていただきます。

○議長（長野 正明） 4番、平山議員。

○議員（４番 平山 賢治） その時間的暇がないっていうのは、この前、地方自治法に、時間的余裕がないことが明らかであるというふうに認められると書いてありますけど、この解釈について、件んの問題があつてから極めて限定的にあるいは制限的にこれを解釈するような方向で運用がされておるし、担当の総務大臣なども、こういうのは議会では税条例などを安易に専決処分をしてるけれども、これは実際には法を逸脱してるんじゃないかとか、きちんと、議会を一日も開けない余裕がないことはないのではないかとということを発言されておりますけれども、その点については、町のお考えというのはいかがですか。

○議長（長野 正明） 渡邊税務課長。

○税務課長（渡邊 康弘） それでは、ただいまの御質問ですけれども、前回は申しましたように、今回の地方交付税等の改正の交付が３月３１日ということで、新年度から適用するためには、どうしても時間的暇がなかったということで、今回専決をさしていただいておりますのでございます。

○議長（長野 正明） ４番、平山議員。

○議員（４番 平山 賢治） 例えば、３月末に公布されて４月１日に施行がされるという点についてはやむを得ないかもしれないけれども、私初日に言ったんですけども、当時の総務大臣の発言を見ておりますと、とは言っても、４月１日までに一度も臨時議会が開けないようなことが現実に起こり得るのか。あるいは、例えば地方自治法でいうと、３日前までに、議会を開会する場合は議会を招集するべき。しかし、緊急を要する場合はこの限りではないということですから、３日待たずとも、これは、法律上は議会は開会できるわけです。ですから、当時の総務大臣がおっしゃっていることは、４月１日実施のものであっても３月の１日、これを開会すればきちっと議案でできるのではないかと。私が首長やってたときはそうやってたっていうのが、大体当時の総務大臣の解釈でありますし、行政実例を見ておりますと、時間的余裕がないことが明らかであるようなことは余り考えられないと言えるっていうふうに解釈はされておりますので、これは、特に大刀洗町においては、何でもかんでも税条例に関しては専決処分やってきた。後にも出てきますけど、国保税に関しても専決処分をやってきましたし、とりわけ今年度においては、今回においては、２８年適用分においても専決処分やってると。ということは、もうこれは明らかに地方自治法を私は逸脱してると思いますので、この件については、改めて今回のこの専決処分が適正でないということと、さらに今後のこの専決処分のあり方について改善を強く申し上げまして、私の質問といたします。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 4番、平山でございます。私は、本案に反対、不承認の立場から討論を行います。

初日から申し上げてありますように、本件は専決処分の要件に該当するものとは思えません。少なくとも、先ほど申し上げましたように、4月1日施行の法案であっても3月にあらかじめ日程を調整して議会開催することは可能ではないかと考えます。

阿久根市の専決処分の問題以降、法の見直しや運用の見直しが行われておりまして、この専決処分については極めて制限的な運用が行われているところであります。

特に、今回は軽自動車税の増税など住民の負担に直結する重大な議案であります。住民に対する増税の議案が議会の議決を経ないなど、民主主義を標榜する国ではあってはならないことではないでしょうか。

このような専決処分は、到底認めることはできません。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） ほかに討論の方はございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） これで討論を終わります。

これから、承認第1号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本件は承認することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立9名〕

○議長（長野 正明） 起立多数です。したがって、本件は承認することに決定しました。

---

### 日程第3. 承認第2号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

○議長（長野 正明） 日程第3、承認第2号大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 4番、平山です。私は、不承認の立場から討論するものであります。

本案も、専決処分の要件に全く該当しないと考えるものであります。これについては省略いたします。

内容についてであります。前項の低所得者に対する軽減の拡大については、高く評価いたします。

後段の問題であります。課税上限額を4万円増税して77万円から81万円にするものでありますが、もともと国保税の国保税額というのは、中所得者に大変厳しい税額となっています。所得に対する税負担割合を見ますと、所得で200万円から300万円の4人家族に最も厳しい税率となっています。

そして、また上限額も富裕層に対してこの上限が課されるのかということ全くそうではありませんで、収入が600万円強程度の4人家族の方でこの上限に達するという構造的な問題がございます。この構造的な問題に手をつけずに上限のみを機械的に引き上げるということは、国保税問題の解決にならないと思いますので、本案に反対するものであります。

議員各位の御賛同、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（長野 正明） ほかに討論の方はございませんか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） おはようございます。私は、この専決処分に反対するものではありませんが、専決処分のあり方について問いたいと思います。

先ほどの承認第1号でも専決処分をしなければならない事項もあったかとは思いますが、27年4月以降にかかわる部分なども専決処分されております。それから、国民健康保険税については6月の施行になっておりますので、4月に臨時議会を開くことも可能かと思っております。

今後は、安易な専決処分はせずに、きちんと議案提案できるところはしていただいて、検討した上での採決ということを待ってほしいと思います。

ということで、私の討論といたします。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） これで討論を終わります。

これから、承認第2号大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本件は承認することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立10名]

○議長（長野 正明） 起立多数です。したがって、本件は承認することに決定しました。

---

#### 日程第4. 議案第26号 町長の専決処分事項の指定に関する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第4、議案第26号町長の専決処分事項の指定に関する条例の制定に

ついてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 1点だけお尋ねしたいんですが、第2条の2項に訴えの提起に関する規定されておりますが、訴えというのは、もうちょっと具体的にどのような内容を予定していらっしゃるのか、その辺をお答えいただければと思いますが。

○議長（長野 正明） 山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） ただいまの質問にお答えいたします。

訴えとは、訴訟物等ありますので、所有権であったりとか占有権、地役権、それから担保物件とかこういうところで争った場合等について、裁判、どういう形になるかわかりませんが、そこでの賠償とかそういうのが出た場合についてを考えておるところでございます。

○議長（長野 正明） 4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 例えば、町営住宅の明け渡しでありますとか、あるいは税の滞納に係る問題でありますとか、そういう点についてもどのようにお考えでしょうか。

○議長（長野 正明） 重松建設課長。

○建設課長（重松 俊一） 御質問の中の町営住宅の明け渡しについて御説明いたします。

平成25年度はございませんでしたけども、町営住宅の明け渡しの訴訟に行く手前まで行った経緯がございます。これにつきましては、訴訟する場合には職員等では法的知識が足りませんので、弁護士のほうに委託するということになりますと、最低でも弁護士費用が50万から60万ほどかかります。それと、明け渡しにつきましては強制執行官のほうで明け渡しをする場合に、業者が明け渡しの作業をする場合の供託金を裁判所のほうに積まなければなりませんので、そこら辺がまた2、30万になりますから、やはり町営住宅の明け渡しの裁判費用及び供託金の金額を合わせると100万前後になりますので、そういうのが具体的な例としてございます。

以上です。

○議長（長野 正明） 4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） そうなりますと、その訴訟物の価格が100万円以下の住宅の明け渡しに関しては、これはこの2項に含まれると、そういうふうに解釈してよろしいんですか。

○議長（長野 正明） 山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） ただいまの質問にお答えしますけど、物の引き渡し請求権というのがありますので、これについて対価が100万以下になるような場合については、一応これに該当するかというふうに考えております。

○議長（長野 正明） 4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 先ほどの専決処分が、時間がないときということで、こっちのほう



の議案が委任ということになりますけども、専決処分っていうのは議会の議決を経ないものから非常に限定的に行うべきだというのは、先ほどほかの議員からも出てるんですが。

これをそのまま見ますと、そういった滞納とかに関する住民との契約に関する明け渡しとか、そういうものに対しても、ややもすると議会の議決を経ずに訴訟が提起されることになるということは、もちろん明け渡しが全くあってはならないとかそういう立場には立っていません。当然、きちんと法に基づいて行っていただくのは結構なんですけど、そうしますと、100万円以下ということまでを議会の議決を経ないで訴訟まで起こせるということは、やっぱりこの議会制民主主義の立場からはどのようなのかと思いますけど、その辺のお考えはいかかですか。

○議長（長野 正明） どなたが答弁をされますか。山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） ただいまの御質問にお答えいたしますけども、金額等についてはどこまでが軽微かっていうのはなかなか判断がつかないと思いますけど、ほかの自治体等の条例とか、専決しているところが大体100万という金額になってますので、この辺が、大体、誰が考えてもということじゃないでしょうけど、100万とか程度の範囲ということに判断をさしていただいているところでございます。

○議長（長野 正明） よろしいですか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 同じような質問になりますが、損害賠償を速やかにするっていうことはよろしいと思いますけれども、金額が100万っていうのが妥当なのかっていうところにちょっと疑問を感じております。

今、山本課長の近隣の自治体でも100万っていうのが答弁がありましたけれども、どこが、どの自治体が100万と定めているのか、そのほかに50万ですとかそういう制定をしているところがあるのかをお尋ねいたします。

○議長（長野 正明） 山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） ただいまの質問にお答えします。

ちょっとはつきり調べた資料をちょっとこちらに、手元に持ち合わせておりませんが、多分、岡垣とか幾つかあったというふうに記憶をいたしております。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 100万という損害賠償というのは割と大きいと思うんです。これが、50万だったら50万以上は議決を必要といたしますけれども、100万となりますと、ずっとこれも安易に施行されるのではないかという心配がありますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（長野 正明） 山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 金額の100万が多いか少ないかちゅうのはいろいろの判断があるかと思いますが、これにつきましては、議会からの委任という形になりますので、金額が、専決できるということになっておりますので、その額によらず、当然、議会に、専決しなくていいところもあると思いますので、その判断については100万の金額にこだわらなくて対応させていただくというふうに考えております。

○議長（長野 正明） よろしいですか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 4番、平山です。私は本案に反対の立場から討論を行います。

専決処分が限定的であるべきということについては、先ほどから述べておるとおりでございます。これが、こちらの専決処分が委任による専決処分ということで、先ほどと違ひまして、議会のほうから条例に定めて専決処分が可能な事項を決定するんですが、これが179条でさらに私が問題だと思うのは、179条による時間がなく専決処分をした場合は、先ほどのように議会の承認が要るんですが、この180条の委任により行った専決処分は、事後の議会の承認も必要がないということです。報告で済ますことができるという、非常にこれは重大な委任になろうかと思ひます。

そこで、その内容を見ておりますと、損害賠償の額が1件100万円以下、あるいはその訴訟物の価格が100万以下となっておりますが、これは専決として委任する額としてはやや多額に過ぎるのではないかと思ひます。

また、この2項でございますが、住宅明け渡しのような住宅の権利に関する部分においても、専決処分、議会を経ないおそれがありますので、これは私としては認めることができません。

さらに近隣の事例ということがございますけれども、近隣の事例や実態をよく精査の上、今回は一旦否決して、さらに議決を経るべきかと思ひます。

議員各位の御賛同、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（長野 正明） ほかに討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） これで討論を終わります。

これから、議案第26号町長の専決処分事項の指定に関する条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願ひます。

〔議員11名中起立9名〕

○議長（長野 正明） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

日程第5. 議案第27号 大刀洗町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第5、議案第27号大刀洗町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから、議案第27号大刀洗町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

日程第6. 議案第36号 大刀洗町公告式条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第6、議案第36号大刀洗町公告式条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから、議案第36号大刀洗町公告式条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

日程第7. 議案第28号 大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第7、議案第28号大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから、議案第28号大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第8. 議案第29号 大刀洗町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第8、議案第29号大刀洗町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから、議案第29号大刀洗町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第9. 議案第30号 大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第9、議案第30号大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。6番、林議員。

○議員（6番 林 威範） 地域おこし協力隊について質問をいたします。

今までは役場に所属というか、来る義務があって、今度から特別職ということで、自由に仕事ができる面もあると思いますが、今までと、例えば報告義務とか、この特別職になるに当たっての取り決めというのがあれば、教えてください。

○議長（長野 正明） 平田地域振興課長。

○地域振興課長（平田 栄一） 林議員の御質問にお答えします。

報告義務とまでは申しませんが、毎週1回水曜日に定例的な打ち合わせを行うようにしております。それと、第2、第4の水曜日におきましては月例の報告的なもの並びに来月以降の行事関係のスケジュール等とか将来の企画的な部分、起案等につきましての報告等を、自治振興係のほうと協議していただくように決めてる次第でございます。

以上です。

○議長（長野 正明） 6番、林議員。

○議員（6番 林 威範） その地域おこし協力隊のお二人のためにもなんですけれども、住民の方から、特別職になって自由になったのに、例えば何をしてるかわからないのに給料をもらっているというようなクレームが上がる可能性が今後出てくると思います。なので、しっかり報告をしていただいて、例えば広報とか、今までもされているのはよくわかるんですが、今まで以上に住民の皆様方へのアピールは必要だと思いますので、その点注意してとり行っていたきたいと思います。

以上です。

○議長（長野 正明） 平田地域振興課長。

○地域振興課長（平田 栄一） 現在も、当然、広報のほうで約半ページほど協力隊の活動については報告しておりますし、「おひゅうぎんランチ」とか「わたしたちの学校」そういうものにつきましても、住民の方々につきましては回覧板等で活動とか今後の予定計画は当然報告しておりますので、今後とも今以上に彼らの活動がわかるようなことを検討して行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 地域おこし協力隊が就任されて2年目になります。今までの活動をどのように評価されてあるのかをお尋ねいたします。

○議長（長野 正明） 平田地域振興課長。

○地域振興課長（平田 栄一） 彼らの活動の評価ですけども、まだ、私が、実際、実状2カ月弱でございますので、評価が正しいかどうかちょっとはつきりわかりませんが、今現在の彼

らの活動を見ておられますと、前回の井手君なり江下さんと比べましては、以前の2人も頑張っておりましたが、今の2人も新しい事業、今やっておひゅうぎんなりアロットメントとかを含めまして、校区なり地元のほうにはたいぶ係わっていったるというふうに思っております。

それと、奥平君につきましては、今までアパートに住んでおりましたけども、今月あたりから、地元守部のほうの空き家のほうを探して、そちらのほうに住んでいっております。ですので、地域のほうにそうやって一歩ずつ入り込んでいって自分たちの活動を周知していったる部分も多々あるかと思っておりますので、今現在彼らの活動についてはすばらしいものがあると思っております。

さらに、来年度以降になるかと思っておりますけども、新しい生業というか、社団法人関係も含めて地域の中に根差した活動をやっという考えを持っておりますので、そういう面を含めると、大変、彼らの考え方は今まで以上にいいものではなかろうかというふうに思っております。以上です。

○議長（長野 正明） よろしいですか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） なかなか評価は難しいところがあるかとは思いますが、私が評価するところでは、大刀洗町に町外から若い人を呼び寄せてくれているというのは一つの評価になろうかとは思いますが、本来の仕事である地域おこしがどれほどできているかというのは、甚だ疑問に思っております。

それと、彼らに非常に密接に係わっている人の話を聞きますと、まだまだ仕事ぶりは甘いよという評価も聞き及んでおります。

そういう中で、この条件っていうのは彼らの希望だとは思いますが、ある意味厳しくもなりますし、見方によってはますます何をしているかわからないような状態になることも考えられます。そこらあたりは、しっかり業務内容の提携はできていることと思いますが、先ほどの林議員の質問もありましたように、報告義務とか、本当に地域に根差した地域協力隊員としての活動をどう行政が後押しし構築していくかというのは問われてくると思いますので、その覚悟のほどをお尋ねいたします。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） いつも花等さんの場合は、心配してというか、そういうことでの発言だと思うんですけど、よそから来てる2人ですから、何とか頑張って大刀洗に住みつこうというか、そういう気もありますし、温かい目で、皆さんも協力してやってほしいなと思います。

いい加減にやっというわけじゃなくて、そこそこ頑張っていると思いますから、そこら辺のことは、この議会でいろいろ言うばかりじゃなくて、あなた自身も応援していただければなというふうに思っています。よろしく申し上げます。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 私も、地域づくりの中で彼らの提案ですとかアイデアを受けたりしてお互いに協力していったるつもりですが、まだ議員の中にも彼らの顔を知らないよというような状況もあります。

そういう中で、ちょっと心配するのは、大刀洗町の嘱託職員でありますとかそういう人たちとの兼ね合いのところで、いささか心配はいたしております。

○議長（長野 正明） 答弁は必要ですか。平田地域振興課長。

○地域振興課長（平田 栄一） 済みません、質問の趣旨のポイントがちょっと私つかめませんでしたので、再度どうぞよろしくお願いします。

○議長（長野 正明） 反問権認めます。

○議員（8番 花等 順子） 今までは、嘱託職員という身分で、大刀洗町にたくさんいらっしゃる嘱託職員と、勤務時間ですとかいろんなものはある意味平等っていいですか、多少恵まれてた、残業時間がついたり、家賃の支給があったりとか、多少恵まれていたかなと思います。それは、町長申されるように、街から来ていただいて、住みついていただける、そして頑張っていたことでの報酬ということで認めるといたしまして、これから彼らの動きがわからなくなった中で、今いらっしゃる大刀洗町の職員ですとか嘱託職員、臨時職員との整合性といいますか、そういうところを多少心配するところでもあります。

○議長（長野 正明） 平田地域振興課長。

○地域振興課長（平田 栄一） 彼らが毎日のようにデスクワークをして今の机のところにずっと座っているわけではないのが現状でございます。確かに、報告ものなり新しい企画関係をつくるためにデスクワークをしてる部分はあるかと思えますけれども、それ以外の部分につきましては、地元に出ていったりとか、もう実際畑に出て地域の方と交流を深めたというふうにやっとなる現状でございます。

今後、特別職になった場合につきましては、実際、机のそこには座ってはおりませんが、時間につきましては意外とフリーという形になってきます、今までどおりの8時半から17時15分までという拘束された時間ではございませんので、朝早く地域の田んぼに出かけていく部分もあるかと思えます。さらには、夜の地元の会議とかに参加することも出てくるかと思っております。

報酬面につきましても、時間外手当はもう当然つかなくなりますので、その部分につきましては、特に、今、庁舎内に勤務してあります嘱託職員とは何ら変わらない部分があると思えますので、その整合性の部分につきましては特に問題ないというふうに私は判断しております。

ですので、今後につきましては、当然ながら、広報なりチラシ関係とかで彼らの活動についてとかイベント関係、彼らが興す事業関係については、当然なり周知を行って、参加をお願いしま

すとかそういう部分については、今までながらの広告というか周知という形で彼らの活動を進めていきたいというふうに考えております。

ただし、まだ、今現在、彼らが活動できる予算面につきましては若干少ないのではなかろうかというふうに思っておりますので、彼らがなかなか動きにくい部分があります。ですので、彼らが今後企画してくる部分が出てくるかと思っておりますので、彼らがさらにイベントじゃないですけども、活動する部分が出てきました部分につきましては、9月以降の補正なりで予算計上させていただきます。彼らの活動を応援していきたいというふうに考えている次第でございます。

以上です。

○議長（長野 正明） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤 嘉洋） 少し補足させていただきます。

ちょっと誤解があるといけないかなと思いますので、地域おこし協力隊について、総務省が概要を出してる書類によりますと、あくまで地域おこし協力隊が行う地域協力活動は、個々人の能力や適性及び各地域の実情に応じ、地方自治体が自主的な判断で決定するものとするというふうなことで定義されておりますので、基本的には今の職場内にいる上司部下という関係からは離れて、活動を全面的に地域のほうでやってもらうということで、あり方は変えますけれども、定期的な報告なりで、今後また新たにやることについては、当然町のほうで彼らの意見も酌み取りながら決定していくということになりますので、彼らを、ちょっと言い方はあれなんですけど、野放しにして何でも自由にさせるといふことではございませんので、そこについては誤解のないよう、当然協力隊の本人たちにも重々その辺の趣旨は伝えていきたいと思っております。

さらに、昨年度までいた協力隊のお二人、いわゆるブランチというあり方とは今後は違ってきますけれども、やはり役場において上司部下という関係になりますと、囑託だと、どうしても役場業務のほうにかかわらざるを得ない部分が出てきたりして、本来の地域おこし協力隊という部分でやるべきことにやっぱり100%かかわれてないという部分があると思います。2人は、そういった地域に出て行って、地域の課題に対して新たに取り組んでいける能力も持っておると思います。

ですんで、定期的な報告もやるということですので、いわゆる町のマネジメントがなくなるということではございませんので、外に出て、そして地域にしっかりとした、今まで言われたような顔を知られたり、地歩を固めることによって、今回のお二人については定住を考えてるということで、そういった意味でも地域に積極的に出て先々のそういった活動につなげていきたいと思っておりますのでございます。

補足は以上でございます。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。



○議員（8番 花等 順子） 町民の中には、ぜひ2人に住みついてほしいといいますが、長く大  
刀洗町にいてほしいって御意見もあります。ということは、そういう方たちには密着した活  
動ができてるんだと思っております。そこらは、できればこちらで住居を構えて家庭を持って、  
の生活ができるようになることを理想として希望いたします。

集落支援員の話題でよろしいでしょうか。

○議長（長野 正明） はい、どうぞ。

○議員（8番 花等 順子） 集落支援員の設置が提案されておりますが、これを、センター長を  
集落支援員として設置するというので、先日の話によりますと、校区センターの管理は町直営  
ですかあるいは指定管理者にするかをしないと、設置的には難しかったから、今までのちょ  
っとやり方が不適切であったので、直営とするためにセンター長を集落支援員として置くとい  
う説明がありましたが、何か、今さらながらという感じが私としてはしたんですけれども。この  
月5万円程度の集落支援員を特別職として置くということで、町直営ということが言えるのでし  
ょうか。

○議長（長野 正明） 平田地域振興課長。

○地域振興課長（平田 栄一） 花等議員の御質問にお答えいたしますけども、現在は地元校区の  
管理センターのほうでの雇いということになっております。これを町からの報酬を渡して直営と  
いうか町の非常勤特別職という身分に変えるわけでございますけども、それが、今までの公金の  
取り扱いの部分につきましては、地元での雇ってある方たちで公金を取り扱う部分につきましては  
問題があるという部分がございますので、そこを変える部分で、特にこちらのほうでは直営  
という表現がちょっと正しいかどうかわかりませんが、それにつきましては問題ないという  
ふうに考えております。

以上です。

○議長（長野 正明） よろしいですか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） それであれば、センター長はもっと報酬をしっかりしたものにして、  
人材を置くべきではないかと考えるんですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（長野 正明） 平田地域振興課長。

○地域振興課長（平田 栄一） 集落支援員につきましては、地元の課題等についてよくわかって  
ある方とかそういう項目がございますので、そういう部分につきましては、今現在のセンターに  
いらっしゃいますセンター長が当然ながら地元の課題とかそういう部分については十分把握して  
あるふうに考えておりますので、ほぼイコールというような立場でございますのでセンター長を  
集落支援委員というふうに持っていかせていただきたいと思いますので今回、上程している次第で  
ございます。

以上です。

○議長（長野 正明） 宜しいですか。

○議員（8番 花等 順子） はい。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから議案第30号大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

**日程第10. 議案第35号 大刀洗町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（長野 正明） 議案第35号大刀洗町廃棄物の減量化および適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。6番、林議員。

○議員（6番 林 威範） 不燃ごみについて小袋化なされるのは非常に住民の皆さまから要望も多かったのではなかったなと思っております。

住民協議会とでもお話をされた中で枚数が多いというような御意見もあったかと思うんですが、これはやっぱり10枚単位で販売されるのでしょうか。

○議長（長野 正明） 川原住民課長。

○住民課長（川原 久明） 林議員の御質問にお答えいたします。

今回、住民協議会のほうでさまざまな意見が出されております。15名の方からまだ最終的な提案書というのは、こちらのほうにいただいておりますけれども、中間的な提案書の中で15名の方から60項目ぐらいのいろんな御意見をいただいております。それをもとに今回できることからということで、ごみ袋の小をつくるようにしております。あわせて枚数、それから多く出ておりますのは集積所の問題、それからあと啓発の御意見をたくさんいただいております。

係のほうで検討しまして、それぞれ担当で今年度の課題3つを分担して、今年度にさまざまな出された課題について協議をして決定していきたいと思っております。その中で枚数についても検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（長野 正明） 6番、林議員。

○議員（6番 林 威範） ということは、今は10枚で売るけど、今後、変更する可能性があるということでしょうか。

○議長（長野 正明） 川原住民課長。

○住民課長（川原 久明） 実はうちのほう、まちのほうの委託としては10枚単位で販売委託をしておりますけれども、店によっては、店のほうで枚数単位で販売してある店もあるということを知っております。

どういうやり方でしたがいいかというのは、委託の条件にもかかわってきますので、今年度に枚数の変更についても、どういう形がいいかというのは協議して決めたいというふうに思っています。変更の可能性はあるということ考えてます。

○議長（長野 正明） よろしいですか。ほかにございませんか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 不燃ごみの小袋化というのは総務文教厚生委員の提言の中にもありましたし、先ほど課長の答弁にありました住民協議会の中でも協議されて速やかな実施がされたことは評価いたします。

その中で小袋化することによって多分、袋製作費用というのは多少上がるのではないかと思います。そこら辺はどんなふうに試算がっておりますでしょうか。

○議長（長野 正明） 川原住民課長。

○住民課長（川原 久明） 実は今おっしゃるように、経費的には上がることになるというふうに思っております。それとあわせて、今いろんな原材料費が上がっております。今年度から入札しておりますけれども、非常に原材料費が上がってまして、トータルでのごみ袋、小の袋をつくるというのは、若干、今考えております3つを今年度中にこの予算でつくるというのは非常に厳しいというふうに思っております。

今のところ3種類つくる予定にしておりますけれども、2つの小袋については、今の予算で可能と思っておりますけれども、1つの袋については1年度必要な枚数を今の予算で全てつくるのは非常に厳しいと思っておりますので、最終的に業者のほうと協議をしまして、今後、足りないということになりましたら、補正のほうで対応させていただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（長野 正明） よろしいですか。

○議員（8番 花等 順子） はい。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから議案第35号大刀洗町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

**日程第11. 議案第31号 大刀洗町南部コミュニティーセンターの設置及び管理に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（長野 正明） 日程第11、議案第31号大刀洗町南部コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから議案第31号大刀洗町南部コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

**日程第12. 議案第32号 大刀洗町就業改善センターの設置及び管理に関する条例の一部**

### を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第12、議案第32号大刀洗町就業改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから議案第32号大刀洗町就業改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

### 日程第13. 議案第33号 町道路線の認定について

○議長（長野 正明） 日程第13、議案第33号町道路線の認定についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから議案第33号町道路線の認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

### 日程第14. 議案第34号 平成26年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（長野 正明） 日程第14、議案第34号平成26年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

1日目の平田一成議員の質問に対する答弁について、平田地域振興課長から訂正の申し出がありましたので、発言を許可します。平田地域振興課長。

○地域振興課長（平田 栄一） 初日の平田一成議員の質問で、予算書の6ページ目ですけども、一番上に2款1項6目の企画費19節の負担金で筑後田園都市推進評議会の調査研究負担金とで、その業務内容の部分について御質問があった件で、ちょっと私のほうの答弁で誤りがございましたので、訂正をさせていただきたいというふうに思っております。

まず、この筑後田園都市推進評議会というものにつきましては、県の筑後ネットワーク田園都市圏構想に基づきまして、ゆとりのある面的な広がりを持った都市機能のネットワーク化を図ることによって、自然に囲まれた田園都市空間の形成を目指す21世紀型の新しい土地づくりということになっております。

これに加盟しております構成につきましては、福岡県並びに筑後地域の12の市町、大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、三輪町、大木町と広川町そして大刀洗町の12の市町になっております。

それで、主な事業につきましては、17年度から県と町の市町のほうで協働して行ってるものでございますけども、ちくご高齢者徘徊等SOSネットワーク広域連携事業、ちくご定住促進プロジェクト、これ昨年度ですけども写真家の小林さんが来られまして短期間でございましたけれども、定住という形を行っている事業でございます。

それと、筑後の観光魅力発信プロジェクトの推進、それとITを活用した筑後ネットワーク田園都市圏構想の推進、それとちくご子どもキャンパスの実施とスローフードによる地域づくり、それと平成23年度に終わりましたけれども、広域景観のルールづくり、それとこれも同じですが、23年度に終わりましたけれどもちくごSOHO村づくりのプロジェクト推進という事業を行っている次第でございます。

これにつきましては、筑後地域のみならず京築並びに筑豊地域というあたりのブロックにも分かれて同じような活動が行われているような次第でございます。

そして、観光のほうの部分につきましては、朝倉市のほうがオブザーバーという形で参加されておるような次第でございます。

それと、ちくご高齢者徘徊等SOSネットワークにつきましては、近隣、隣接します筑前町とか、朝倉市とかのほうにつきましても協力をお願いしたいと考えておりましたけども、県のほうから、なかなかちょっと難しいという答弁もいただいているような次第でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（長野 正明） それでは、引き続き質疑を行います。質疑ございませんか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 9ページの外国青年招致事業のことですが、今、来てある方が1年で帰られるということで、まあ1年交代になりますと、今度の方は勤務内容が自分の思っていたことと違っていたというようなこともあつての帰国ということですが、1年で帰られるっていうのは、本人にとってちょっと不都合もありますし、行政にとっても費用もかかりますし、事務も煩雑になって大変なことだろうと思います。

今はどこかのそういう機関を使って招致なさっていると思いますが、これからも今まで使ってた業者に依頼されるのか、それとも別な業者を考えてあるのかお尋ねいたします。

○議長（長野 正明） 大浦子ども課長。

○子ども課長（大浦 克司） それでは今の御質問にお答えいたします。

まず、この外国語指導を行う外国青年招致事業という事業がございまして、これはもともと始まりましたのが昭和62年でございます。そのときに総務省と外務省と文科省この3つの省が合体して、それぞれの役割を持ちながら地方自治体が主体となつて行う事業ということでございます。

外国人のいわゆるALTといいます。この方達の招致につきましては市町村は当初は特別指定を、男性、性別あるいは国とかそういったものを指定することはできませんでした。最近、少しは緩和されて男女ぐらひはできるようになったんですが、どなたが来るかというのは、町のほうでは決められません。うちの方が前のALTが帰られるという意志をもとに、次また県のほうを通じて出すわけですが、そのときに配置されると、こういう方で男性で年齢がいくつとかで、どこからとかいうふうなことで指定されてくるわけでございます。

これはある意味、ALT、外国のほうから来られる方についても大刀洗を選んでいるわけではないわけです。それで、ここにかかる経費といいますのは、はっきりした額はわかりませんが、地方交付税の中に含まれているというふうになっております。

それで、含まれる費用の内訳としましては、来日旅費、帰国旅費、そしてここでの生活、いわゆる給料です。そういったものを含んで交付税措置をしているということでございます。

ちょっと余談になりますが近隣におきましては、この事業じゃなくて町独自で業者を通じて、あるいは個人でALTを雇つてある市町村もあるということでございます。

ALTの任期につきましては、1年契約を基本とします。今度のALTにつきましては、昨年の8月5日から今年8月4日までということになるわけです。

それで、今年月上旬に本人の意思確認を行います。それで本人が、来年以降契約をしたい、あるいは取りやめたいと、もちろん、町のほうの考えもあるわけですが、それが合致したところで、今回につきましてはALTの希望で1年限りとしたいという希望のもとに、こういうことで新たに今年度、新しいALTを迎えるということで予算のほうに計上させていただいたところでござ

います。

以上です。

○議長（長野 正明） よろしいですか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） じゃ大刀洗町の場合は、今までずっと県を通じての配置をなされてきたわけですね。

○議長（長野 正明） 大浦子ども課長。

○子ども課長（大浦 克司） ええ、その通りでございます。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 数年前に、そこじゃなくて、何か別の業者を通じて採用しようという話がありましたが、それはさっき答弁にありました全くその交付税措置をされない民間業者が斡旋するALTを雇用する場合のみに有効ということになるのでしょうか。

○議長（長野 正明） 大浦子ども課長。

○子ども課長（大浦 克司） はい、全く業者と町との契約になります。この事業自体ちょっと補足いたしますと、いわゆる外国人との交流事業というのにも含まれているわけですね。全く外国語の授業を教えに来るわけではなくで、外国人にとってみれば日本文化を勉強したり、日本人との交流、そういったものも一つの目的の中に入っているわけでございます。

ですから済みません、戻しますけれども契約につきましては、町もそういったところで迎える外国人については、含んだところでの活用というふうになるわけです。民間と契約した場合には、もう直に英語の授業だけに特化するとか、そういった特色が出てくるかと思えます。

以上です。

○議長（長野 正明） よろしいですか。ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから議案34号平成26年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

日程第15. 請願第1号 障がい児・者の自己負担軽減に関する請願書



○議長（長野 正明） 日程第15、請願第1号障がい児・者の自己負担軽減に関する請願書を議題とします。

請願については、所管の総務文教厚生委員会委員長から請願審査報告書の提出がありました。花等委員長、登壇して報告をお願いします。花等委員長。

○総務文教厚生委員長（花等 順子） では、委員長報告をいたします。

平成26年第18回定例会において総務文教厚生委員会に付託された請願第1号障がい児・者の自己負担軽減に関する請願書について、審査の結果を得ましたのでここに報告いたします。

委員会は、平成26年6月13日午前9時30分から協議会室において開催し、出席委員は6名でした。長野議長及び参考人4名の出席を得て審査いたしました。

健康福祉課の案納係長と原口さんにも出席いただいております。

続いて、審査の状況について申し上げます。とても中身の濃い審査内容でしたので、少し長くなるかと思いますが報告いたします。

まず、請願書の朗読の後、紹介議員から請願の経緯と趣旨説明がありました。請願者ほけっとの会のメンバーからの補足説明や質疑応答の中から、次のようなことがわかりました。

我が子に障害があることがわかったとき、医師から障害は治癒しない、環境を整えてやるのが大切と言われた。障害を持つ子に家庭、家族が向き合うことは責務だし、親がしっかりサポートしなければならないことは十分認知している。特に、医療的ケアを必要とする子は、適切な支援を受けなければ命が危うくなるが多々あり、母親は1秒たりとも離れられずに生活している。子供のために親が世話をし、お金を出すことは当たり前と言われるが、精神的、金銭的に重い負担がある。日中一時支援サービスを利用すると8時間で自己負担は1,800円となり、食事やおやつ、送迎の費用は自己負担である。

他の市町村においては負担金の上限を定めて負担軽減が図られている。大刀洗町には上限設定がなく、多く預けると自己負担がふえて経済的に大変。大刀洗町では、利用日数の上限を7日間と定められている。夏休みなどは、12日間ほど利用できるが、利用すればするほど金銭的負担も増し、経済的に苦しい。大刀洗町で障害者手帳受給者は、身体障がい者650人、知的障がい者が120人、精神障がい者が90人で、施設入所者は28人である。手帳受給者の中で何らかの福祉サービスを利用している人は、延べ130人である。今回の請願の日中一時支援制度の25年度の利用実績は19人で、自己負担額は5万円。公費負担が103万円であった。

公費負担の内訳は、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1で25年度の大刀洗町の負担は26万円程度であった。この制度のサービスを持っている施設も少なく、受け入れ人数も少ない。特に医療的ケアのサービスがあるのは、本町のヨゼフ園に2床あるが、施設入所者が優先される。これは、入所者が感染症などに罹ったときは、この一時支援事業を受けるためです。他に

は、柳川市、筑紫野市、久留米市の大善寺と遠方にしかないということがわかりました。

ごく一部の人のための請願を通すのはいかがなものかという意見もありましたが、障がい者福祉は対象者が少ないので、少ない予算額で負担軽減ができ、近隣の自治体では軽減が進んでいること、それから親の御苦勞を察すれば自己負担額の上限を定める必要を認めることから、審査の結果はお手元に配付されております審査結果報告の審査報告書のとおり、満場一致で採択すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから請願第1号障がい児・者の自己負担軽減に関する請願書を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は採択とすべきものであります。請願第1号障がい児・者の自己負担軽減に関する請願書を採択することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本請願については採択とすることに決定しました。

---

**日程第16. 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会運営委員会）**

○議長（長野 正明） 日程第16、委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

総務文教厚生委員会、建設経済委員会及び議会運営委員会の各委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りましたとおり、所管事務調査等の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長野 正明） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

○議長（長野 正明） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成26年第18回大刀洗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時12分

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年 6月18日

議 長 長野 正明

署名議員 林 威範

署名議員 安丸眞一郎

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年 6月18日

議 長

署名議員

署名議員